

○厚生労働省
農林水産省 令第一号

大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十三条の規定に基づき、及び同法を実施するため、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月七日

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令

大麻取締法施行規則（昭和二十三年^{厚生省}農林省^{令第一号}）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「~~付録~~」を「~~付録~~」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の大麻取締法施行規則別記第三号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の大麻取締法施行規則別記第三号様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。